

口頭により開示請求を行うことができる個人情報

平成18年3月28日
山形県警察本部告示第1号

改正 平成21年6月16日警察本部告示第1号
平成22年6月18日警察本部告示第1号

山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第15条第1項の規定により、口頭により開示請求を行うことができる個人情報を次のように定め、平成18年4月1日以降に実施する試験等から適用する。

口頭により開示請求を行うことができる個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
事項	内容		
職員選考試験	第1次試験の受験者に係る総合得点、総合順位及び試験種目別得点 第2次試験の受験者に係る総合得点及び総合順位並びに第1次試験の総合得点、総合順位及び試験種目別得点	合格発表の日から1月間	警察本部警務部警務課
技能労務職員選考試験	総合得点及び順位	同	同
猟銃等講習修了考査	得点	合格発表の日	当該考査の実施場所
年少射撃資格講習修了考査	同	同	同
駐車監視員資格者講習修了考査	同	同	同
技能検定員審査及び教習指導員審査	学科審査及び技能審査の審査細目別得点	合格発表の日から1月間	警察本部交通部運転免許課
運転免許試験	学科試験及び技能試験の得点(技能試験の中止項目に該当して途中で試験を中止した場合にあっては、技能試験の得点に代え、技能試験の中止の判定要素となった項目)	学科試験にあっては合格発表の日、技能試験にあっては合格発表の日から7日間	合格発表の日にあっては当該試験の実施場所、合格発表の日以外の日にあっては警察本部交通部運転免許課
運転免許再試験	同	合格発表の日	警察本部交通部運転免許課
運転免許の限定解除審査	技能審査の得点(技能審査の中止項目に該当して途中で審査を中止した場合にあっては、技能審査の中止の判定要素となった項目)	合格発表の日から7日間	同